

新宿区教育委員会会議録

平成24年第9回定例会

平成24年9月7日

新宿区教育委員会

平成24年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年9月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時49分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	菊池俊之	委員	白井裕子
委員	羽原清雅	教育長	石崎洋子

説明のため出席した者の職氏名

次長	小池勇士	中央図書館長	野田勉
参事			
教育調整課長	吉村晴美	教育指導課長	工藤勇一
事務取扱			
教育支援課長	齊藤正之	学校運営課長	米山亨
統括指導主事	長田和義	統括指導主事	小坂和弘
統括指導主事	佐藤郁子		

書記

教育調整課管理係長	久澄聰志	教育調整課 調査主査	安川正紀
教育調整課管理係	高橋和孝		

議事日程

議 案

日程第1 議案第34号 教育財産の用途変更について

日程第2 議案第35号 教育財産の用途廃止について

報 告

1 通学路における緊急合同点検の実施状況について（教育調整課長）

2 新宿区立小中学校のいじめの状況について（教育指導課長）

3 学校図書館支援事業の実施について（教育支援課長）

4 新宿区立鶴巻・西落合図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について（中央図書館長）

5 区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）について【口頭】（学校運営課長）

6 その他

◎ 開 会

○菊池委員長職務代理者 ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、熊谷委員長及び松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

◎ 議案第34号 教育財産の用途変更について

◎ 議案第35号 教育財産の用途廃止について

○菊池委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第34号 教育財産の用途変更について」「日程第2 議案第35号 教育財産の用途廃止について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 初めに、第34号議案、教育財産の用途変更についてです。これは、新宿区緊急震災対策に基づき、中央図書館が移転をいたします旧戸山中学校の改修工事を開始するに当たり、旧学校施設から図書館予定施設へ変更する必要があるため提案させていただくものです。

裏面をごらんください。1、物件の表示ですが、名称は旧新宿区立戸山中学校で、所在地は東京都新宿区大久保3-1-1、面積が5,773平方メートルです。2の用途変更の内容ですが、旧学校施設から図書館予定施設への変更です。変更年月日は平成24年10月1日、変更後の名称は新宿区立中央図書館予定施設となります。用途変更理由です。この建物は第7次の学校適正配置計画に基づく西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合の際に西戸山中学校の仮施設となっておりますが、平成23年3月31日に閉校をしたため、翌4月1日付で旧学校施設に用途を変更し、旧戸山中学校として管理をしてきました。しかし、平成23年5月20日決定の新宿区緊急震災対策によりまして、老朽化した現中央図書館の仮施設移転先として活用することになりました。そして、来月から図書館として整備改修工事を実施することとなったため、旧学校施設から図書館予定施設へ用途変更を行うものでございます。

続きまして、第35号議案、教育財産の用途の廃止です。これは落合第一小学校の敷地のう

ち、区道の拡幅整備により道路へ編入する部分及び既に隣接区道と一体的に利用されている現状にある部分について教育財産の用途を廃止するために提案させていただくものです。

次のページをごらんください。二種類ございまして、まず1の細街路整備に伴う後退部分の区域編入についてです。名称は新宿区立落合第一小学校で、種類は土地、場所は3カ所ありまして、①が所在地として中落合二丁目1,305番の1の一部で、地目は学校用地となっている12.87平方メートル、②が同1,331番の6の一部で、地目が宅地となっている0.28平方メートル、③が同1,305番の1の一部で、地目は学校用地となっている12.87平方メートルです。次のページの地図をごらんください。この地図で、西側の朱書きになっている部分です。上から1カ所、2カ所、3カ所とございしますが、これが①、②、③に該当する部分でございます。

前のページにお戻りいただきまして、2番の道路用地をなしている敷地の区域編入についてです。所在地は中落合二丁目1,305番の3で、地目は学校用地となっている72.18平方メートルと、②として同1,305番の1の一部で、地目は学校用地となっている3.05平方メートルです。

次の地図をごらんいただきますと、敷地の北側で、青い表示をしておりますこの部分と、少し西に寄った短い箇所がございしますが、ここが②の該当箇所となります。用途の廃止と、区長への引き継ぎ年月日、これは同日で平成12年9月10日となります。用途の廃止理由ですが、1については、区の方針として消火活動や交通環境上障害となる狭い道路の解消に向けて建築基準法第42条第2項で定められている4メートル道路の確保に当たり実施する拡幅整備の一部として落合第一小学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入するものです。

2については、学校施設ではありますが、道路形状をなしており、既に整備された区道の一部として隣接する特別区道と一体的に利用している現状をかんがみて、財産上道路へ組みかえ手続をとり、区道として管理することが適切であるということでございます。これにより、1と2について教育財産としての用途を廃止するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○菊池委員長職務代理者 説明が終わりました。議案第34号について、御意見・御質問をどうぞ。

○石崎教育長 せっかくの機会ですので、図書館長から、移転に向けてどのようなスケジュールで進んでいくのか、説明をいただければと思います。

○中央図書館長 平成24年、本年10月から改修工事に入りまして、この工事完了を平成25年、

来年の5月末と予定しております。その後収蔵資料の移転あるいは図書館システムの移転、書架など什器類の解体、運搬、組み立て、このような一連の移転作業を実施します。そして、期間につきましては、移転に伴う休館を可能な限り短縮できるように努めているところでございますけれども、平成25年の夏ごろの開設を目指して準備をさせていただいているところでございます。工事が順調に進んだとしての仮定ですけれども、もう少し具体的なスケジュールについては確定次第、出したいと思っております。現在の時点では平成25年夏ごろの開設を目指して準備を進めているところでございます。

○菊池委員長職務代理者 何かご質問ございますでしょうか。

○白井委員 図書館も教育委員会の財産の所管ということはよろしいわけですか。その中の用途を細かく学校施設、図書館予定施設というように分けていて、今回それを図書館にします、という用途変更だと思います。これは何に基づいてなされるのか、教えていただければと思います。

○学校運営課長 この変更につきましては、現在新宿区の教育財産管理規則の中で用途の変更について規定をされていまして、それに基づく変更でございます。

○白井委員 その中に学校施設とか図書館とか、教育財産の中で用途自体を細かく分けているという理解でよろしいですか。

○学校運営課長 そのとおりでございます。

○羽原委員 これはあくまでも仮設です。本工事の見通し、予算措置等々はいつごろ、どのような予定ですか。

○中央図書館長 これは仮施設ということではございますけれども、今回平成24年度、25年度、これに基づく工事に伴いまして旧学校施設から図書館用途の使用になるというところでございます。そして、この予算措置につきましては工事費で2億5,000万円余という数字になっております。24年度は1億5,400万円余ということで、25年度は債務負担行為ということでございます。本工事という考え方は、これは新しい中央図書館の建設ということになりますと、これは改めて判断するというので、この部分についてはいまだ決まっていないということでございます。

○菊池委員長職務代理者 ほかに何かございますでしょうか。ほかに御意見・御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

それでは、第34議案号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長職務代理者 それでは、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号について、御意見・御質問をどうぞ。ございませんか。

○石崎教育長 落合第一小学校敷地での工事は今年度から始まっています。現段階で用途廃止をするという、この辺の状況などを説明していただけますか。

○学校運営課長 この点につきましては、現在落合第一小学校の中の施設で建物がございませけれども、そこを情緒障害等通級指導学級として利用するために建物の利用に供するために改築工事をしてございます。あわせて、隣接しておりますプールにつきましても改築工事をしてございます。現在のところ、その建物の解体が5月下旬から8月中旬までかけて現在のところ完了しているというところでございます、その建物を解体後9月の月上旬から3月末にかけて新しく立ち上げるといった段階になってございます。あわせて、プールにつきましても現在のプールを解体して新しくプールを改築していくといった工事が同じく9月上旬から3月末にかけて行われようとしているというところでございます、その工事に伴いまして道路編入等現在の議案をお出ししたというものでございます。

○羽原委員 これは道幅の表示がないのでよくわからないのですが、どのくらいの道がどのくらいの幅になるのですか。つまり自動車の通行の便ということを伺いたいのですが。

○学校運営課長 それにつきましては、裏面にもございますように、建築基準法第42条第2項で定められた4メートル道路確保に当たりというところがございます。したがって、道路の中心線から2メートルほどセットバックする必要がございます、それに満たない部分を2メートル確保するために学校用地の部分を道路に編入するといった措置が必要になったことから今回の面積について用途廃止を御審議いただくということでございます。

○羽原委員 僕が聞いているのは、現在どれくらいの道幅で車が通れるのか通れないのか、それがどのくらい広がって、どういう状態になるのか、このことを聞いています。

○学校運営課長 それにつきましては、申しわけございません、具体的な数値を今持ち合わせてございませんので、後ほど御説明したいと思います。

○石崎教育長 場所によってさまざまですが、この落一小学校の敷地に面しているところについては非常に細い道路で、今回中心線から2メートルは確保されるということです。

○次長 現在の道幅については後ほど追って御説明したいと思います。それに関連いたしまして、ここは道幅も狭いのですが、非常に近隣と接して建てられている部分でございます。そういった部分では、従来から児童・生徒の安全というところで我々は配慮しているわけでございますけれども、近隣の住民への騒音振動への配慮、こういったものにつきましても十分

行う必要がある、このように考えてございます。

○菊池委員長職務代理者 羽原委員、いかがですか、納得されましたか。

○羽原委員 しないけれども、こういう道路は面積でものを言うのではなくて、幅とか、利用度の面から考えなければ本末転倒ではないかと僕はごく素人としては思いました。

○菊池委員長職務代理者 私からの質問ですけれども、古い建物は解体されたということです。それは改修するよりも壊したほうがいいのかという御判断ということによろしいでしょうか。

○学校運営課長 その件につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、改修という考えもあったわけですが、調査をする中で建物を壊して新築をするということが安全上必要であるというように認識されたところで、現在の改修工事ということになったわけでございます。

○石崎教育長 今、学校運営課長から説明がありましたように、この工事については当初第1次実行計画の段階では改修工事を予定していました。その後の耐震診断等詳細な調査をした結果、改築工事にせざるを得ないということになり、現在取り組んでいるところですが、改修から改築工事に変更になったことに伴いまして、工事の規模等が大きくなっておりまして、近隣の方にもいろいろ御協力、御理解をいただきながら進めさせていただいております。

○菊池委員長職務代理者 ほかに御意見・御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特になければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第35号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長職務代理者 それでは、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

-
- ◆ 報告 1 通学路における緊急合同点検の実施状況について
 - ◆ 報告 2 新宿区立小中学校のいじめの状況について
 - ◆ 報告 3 学校図書館支援事業の実施について
 - ◆ 報告 4 新宿区立鶴巻・西落合図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について
 - ◆ 報告 5 区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）について【口頭】
 - ◆ 報告 6 その他

○菊池委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。報告1、教育調整課長、お願いします。

○教育調整課長 それでは、通学路における緊急合同点検の実施状況について、説明をさせていただきます。資料をごらんください。

この調査につきましては、7月の委員会で、今年度に入りましてからのたび重なる通学路での交通事故の発生を踏まえて、道路管理者、それから警察、そして教育委員会三者で合同点検をするという予定を御報告させていただいたものについて、調査が終わりましたので、報告させていただくものです。

まず、点検の期間ですけれども、8月1日から8月23日に実施いたしました。実施校数はすべての小学校に調査をかけて、危険と思われる箇所が抽出された、記載の21校になります。点検状況は裏面をごらんください。対象の学校は左の記載がございます学校で、危険箇所として抽出されたものは全部で114カ所ございました。そのうち点検を実施したのが113でございますが、愛日小学校のところにアスタリスクがついてございます。ここでは信号機を要望されたところですが、実は既に設置計画があるということで今回の調査対象としなかったというところで1件の差が出ております。

点検の中で対策を検討する必要があるだろうと出てきたところが86カ所ということで、右側に点検時の意見を、一部抜粋でございますが、それぞれの内容を記載してございます。

表に戻っていただきまして、今後の流れでございますが、来週第3回の通学路の安全確保関係者会議、これは教育委員会と警察と道路管理者の会議ですけれども、これを開催いたしまして、担当部署ごとに検討した対策について持ち寄りまして、その有効性や優先順位を確認するとともに、連携して対策が必要な部分についても協議をさせていただきたいと思っております。そして、9月下旬以降、できるところから順次対策を実施していく予定としております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○菊池委員長職務代理者 報告は5までございますので、まとめて報告をしていただきます。

それでは、報告2の御説明をお願いします。

○教育指導課長 新宿区立小中学校のいじめの状況について、御報告したいと思います。資料をごらんください。

初めに、毎年度4月に国が実施しております児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査というものがございますが、この調査結果をもとに、最近3年間の区のいじめ

の状況について、御報告します。

まず1の表をごらんください。過去3年間のいじめの状況を示したものでございますが、小学校においていじめを認知した学校、上から4段目になりますが、平成21年度が12校、22年度が18校、昨年度、23年度については9校となっております。この3年間3分の1から半数の学校で認知をしている現状があります。中学校においては、平成21年度が7校、平成22年度が5校、23年度が6校でございます。約半数の学校でいじめの認知がございます。

次に、いじめの件数でございますが、これは一番上の項目になります。小学校においては平成21年度が44件、22年度が57件、平成23年度が39件でございます。児童1,000人当たりの認知率にしますとほぼ全国並みの数値だということがいえます。中学校についても平成21年度から23年度までいずれも24件でございますが、これについても1,000人当たりのいじめ認知率が全国を若干下回っている程度といったこととなります。この認知できたいじめについてですが、年度内に解決できた件数、これは小学校においてはそれぞれ平成21年度から42件、52件、36件ございました。中学校についてはそれぞれ16件、22件、24件でございます。小中学校ともにそのほとんどは年度内に解決ができていますが、いじめの発生時期にもよりますけれども、残念ながら次年度に持ち越しになってしまったケースもございます。そういった事例についても次年度の早い時期には解決しているということを確認しております。

次に、いじめの認知件数の学年別、男女別の内訳をごらんいただきたいと思っております。表の2をごらんください。昨年度の欄をごらんいただきたいのですが、小学校1年生が3件、2年生が6件、続いて3年生から5件、8件、5件、12件と、それから中学校においては1年生が11件、2年生が9件、3年生が4件といった分布になっています。全国的に見ますと、小学校1年生が一番少なく、学年が上がるにつれて多くなっていく。5年生、6年生で増加をして、続いて中学校、高等学校になりますと、中学校1年生でまた一段とふえ、学年が上がるにつれてだんだん減っていくといった傾向がございます。小中高全体で見ますと、中学校1年生がピークになるような山の形のような分布をしているということになります。新宿区の場合ですが、年度によって分布にはばらつきはございますが、ほぼ同様の傾向ということができると思っております。

続きまして、いじめの発見のきっかけについてお話をしたいと思っております。いじめはなかなか発見がしづらいいと言われております。いじめられている本人に声をかけても、本人はいじめられていることをなかなか認めがらない傾向があるともいわれております。幾つか例を挙げますと、本人がいじめられていることを恥ずかしいと思っている。そういった子どももいる。

それから、家族に言わない場合、家族に心配をかけたくないという思いがある。それから、いじめということを相談した場合にさらにいじめがひどくなるのではないかとということを恐れているといったこともあります。そういったこともあって、なかなか発見しづらいといったことがあります。新宿区の状況について、少し数字を追って見ていきたいと思えます。

大きくこの表は、学校の教職員が発見したもの、それから下の段、学校の教職員以外の情報により発見したものといった統計になっています。学校において発見するケースについては、やはり担任が一番多いわけですが、教職員以外の部分では、本人それから本人の保護者からの訴えといったことが多く見られます。小学校においては、過去3年間学級担任がいじめを発見する割合について、パーセンテージは出しておりませんが、比率でいきますと全国を多少上回っているといったような数字が出ています。

課題としましては、学校の教職員等が発見をするという項目の中にありますアンケート調査など、学校の取り組みにより発見というのがあります。実は先ほどお話ししましたとおり、いじめがとても発見しづらいということですが、定期的なアンケート調査が非常に効果があると言われていまして、このアンケート調査による発見が新宿区の場合今のところまだ少ない状況にあります。これについてはまた後ほどお話をしたいと思います。

続いて、いじめられた児童・生徒への相談状況をごらんいただきたいと思います。表の4をごらんください。この数字は認知した時点、つまりいじめを発見した時点です。発見した時点でその後初めに相談をした対象を調査したものでございます。今いじめを発見しづらいものとお話ししましたが、一たん認知されるとその多くは学級担任に相談していることがわかります。これはいじめの解決に当たってはやはり担任が頼りにされている、そのほとんどが担任によって解決されていることを示しているものですが、一部なかなか担任が解決できないものもあるということにも、100%ではないということからそういったこともいえると思えます。

区の特徴としましては、スクールカウンセラーです。上から4段目、スクールカウンセラー一等の相談員に相談する割合が全国を大きく上回っております。特に小学校昨年度16件、だんだんふえてきていますが、16件というのは、件数から割合にしますと41%ですが、全国では2.8%ぐらいにしか過ぎませんので、新宿区が小学校にスクールカウンセラーを配置しているといったその効果といいますか成果だということもいえると思えます。

続いて、いじめの対応でございます。3ページ5番の表をごらんください。小中学校ともに冷やかしゃからかい、悪口、仲間外れ、軽くぶつかるなどのいじめ、上から3つ目までで

す。冷やかしやからかい、仲間外れ、無視をすとか、軽くぶつけられたり、たたかれたり云々とあります。この上から3段目まで、その3つの項目が大半、ほとんどを占めています。その下の4つについては、単純にいじめとは言いがたい内容も含まれているわけですが、ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする。暴行、金品をたかられる。そういったもの、それから金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。この項目、一般の社会では犯罪に当たるものにもなるわけですが、この件数も残念ながら少数ではありますが数件ございます。その対応については、上の3つとは当然違った対応をしていくわけですが、新宿区においてもケースによっては警察、それから子ども家庭支援センター、児童相談センター、さらに教育委員会も連携しながら解決に当たっているところがございます。

続きまして、いじめる児童・生徒への対応でございます。表の6をごらんください。対応としましては、一番上の学級担任や他の教職員が状況を聞いて連携をして指導に当たっていく、これが基本でございますが、これも新宿区の特徴としては、小学校において、平成23年度スクールカウンセラーや相談員が状況を聞く、10件ございます。パーセンテージにすると26%ぐらいになるのでしょうか。全国が1.9%程度ですからこれも非常に高い数値ということができると思います。

続いて、いじめられた児童・生徒への対応です。4ページ7番の表をごらんいただきたいと思えます。学級担任が中心になっているということは言うまでもないわけですが、担任や教職員が面談をしながら状況を聞き取り、継続的にケアをしているといったことが数値としてあらわれていると思えます。これもやはり特徴的なのはスクールカウンセラーの状況が非常に高いということです。小学校、23年度23件、59%です。全国では3.9%といったところでしょうか。

次に、5ページ、8番、学校におけるいじめの問題に対する日常の取り組みについてお話をしたいと思います。表の8ですが、一番上から2つ目まで、職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図っている。道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。当然これは全校で行っております。昨年度小学校29校、中学校10校すべてが行っていますが、この3段目、4段目、5段目、この辺までは教育指導課としては全校が意識をして取り組んでほしい項目だと考えています。さらにこれが100%に近づくよう学校には働きかけをしていきたいというように思っています。特に3段目、児童・生徒会活動を通じていじめの問題を考えさせたり、子ども自身が自分たちの力で考えていく。

それから、スクールカウンセラーと連携をした活用、全校の相談体制を充実していく、そういったところ。それから、教育センターや学校だけで解決できない場合、また子どもが相談できない、そういったことも想定しながら学校以外の相談の窓口を十分に子どもたちに知らせていく。そういったことの徹底が必要だと考えています。

続いて、いじめの日常的な実態把握のための学校が直接児童に対して行った具体的な方法です。6ページ9番の表をごらんください。これは大きくいじめを認知した学校といじめを認知していなかった数、いじめを認知していない学校というのはいじめがなかった学校かというところではない可能性は十分あるわけです。たまたまいじめを認知できなかったといえますか、認知していない学校というように考えたほうがいいかもしれません。表の上、いじめを認知した学校も、それからいじめを認知しない学校も、教育委員会でアンケートの実施を呼びかけているということもありまして、ようやく平成23年度、アンケートの調査結果としては小学校23年度9校、これはいじめを認知した学校の全校で、それから、下ではいじめを認知しない学校20校、これはすべてがアンケートを実施している。中学校においても同様にアンケートの調査を全校が行っています。昨年度から年間1回以上は行うようになりましたが、やはりいじめのアンケートの効果というのは教員が見取るだけではなくて、子どもたち自身の声を直接上げられる。それから、学校の姿勢として、いじめは決して許されないことだという、強い意思というのでしょうか、それを子どもたちに示すことができるいい機会にもなる。そういったことを考えると、学期一回程度やっていくような方向で進めていきたいと考えているところです。

最後になりますが、10番です。いじめの問題により就学校の指定校変更等を行った数でございます。残念ながらいじめによって転校した数と考えていただければいいと思います。この数値は学校に調査したものではありませんで、学校運営課が対応の中で把握している数値でございます。昨年度は小学校は4件ございました。あくまでも保護者の方の申し出の中に、いじめによって学校にはいられない、転校したいといった申し出なわけですけれども、できるだけ早く子どもの学習環境を整えていくといったことから、いじめられている子どもの立場に立っての対応を優先をしているといったことでございます。

以上が問題行動等調査といわれる調査結果からです。次に7ページにございますが、これは報道でも随分話題になったかとは思いますが、大津市の事件を受けまして、東京都が7月の終わり、夏休みの直前でありましたが、緊急調査を行っております。保護者の方、区民の方がとても不安になっている。そういった現状を踏まえて、緊急調査を行ったものでござい

ます。数字をそのまま読み上げますと、今回の調査でいじめと認知した件数は、小学校で18件、中学校では39件です。すべてアンケートをもとに調査したものでございます。数字が非常に多いとお感じになられる方もいらっしゃるかもしれませんが、これについては、今現在、学校がずっと聞き取り、追跡調査をしております。この時点で東京都に上げた調査ではありますが、今わかってきているのは、過去のものも一緒に上げてしまったという子どもの例です。例えばある1校では9件上げていますが、その9件のうち7件は実は既に解決済みのものであったもの、それをアンケートの中に記載したというようなこともありました。そういった数字ではありますが、重要なことは、数字の多い、少ないではなくて、子どもが相談できる、これがいじめかもしれないと思う調査ということが大事だと思っています。各学校では、夏休み中に面談や個別対応なども行っておりますし、個別の状況に応じて家庭訪問をしたり、面談をして解決に至ったケースもございます。今引き続き教育委員会も追跡調査をしております、数字として最終的な形ということではお示しすることができませんので、御了承いただければと思います。

以上、状況について報告させていただきました。最後になりますが、今現在区の教育委員会として行っていることをお話をしたいと思います。日常これまで教育委員会では、いじめだけではなくて、さまざまな問題行動について、年4回の調査を毎年実施しています。4月、6月、11月、2月と、年4回の調査をしておりますが、それだけではなくて、そんなに詳しい調査ではなく、毎月1回報告を受ける形もとっています。また、中身がとても重いものについては随時報告を受けておりますし、内容によっては教育指導課も連携をしながら対応しているところでございます。さらに、各種研修会、これも今年度特にというわけではございません。若手教員の育成研修会、それから学習指導支援員の研修会、さらには生活指導主任会、また夏の夏季集中研修、そういった研修会でいじめに対する対応のあり方について研修を深めています。また、校長会、副校長会、生活指導主任会、そういった中でも、今年度は特に大津の事件も受けまして、今まで以上にきめ細やかに対応をしているところでございます。

なお、区ではいじめ防止プログラムというものを平成21年3月に作成しております、それらをもとに研修も深めています。

それから、教育支援課が中心となって、新宿区子どもホットラインを改めてこの始業式にあわせまして区内小中学校の児童・生徒全員に呼びかけるパンフレットを配布したところでございます。

まとめでございますが、いじめは本当に発見しづらいものである。そういったことから、できるだけサインを見逃さない。そのためには、アンケートの実施だけではなく、教員の研修、そのスキルアップが必要だと考えています。これまでも行っているわけですが、より丁寧なきめ細やかな対応をしていきたいと思っています。さらに、学校には警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、さまざまな関係機関の連携のあり方、またそれについてのコーディネートなどをしていく。学校にはさらなる保護者との連携、それを進めていくよう指導、支援していきたいと考えています。

以上でございます。

○教育支援課長 それでは、報告3 学校図書館支援事業の実施につきまして、資料に基づき、御説明いたします。

本事業は、教育ビジョンの14の課題の一つ、言語体験活動の充実に対応した基本施策、読書に親しむ環境の整備、及び第2次の実行計画に基づく学校図書館の充実の取り組みで、子どもの読書活動の推進とともに、学校図書館における学習情報センター機能、教員へのサポート機能を強化し、学校図書館を活用した学習機会の充実を図ることを目的にしたものでございます。

実施の概要ですが、対象は区立の小中学校計39校で、実施の時期は来年4月を予定しております。方法といたしましては、2にございます事業3点を業務委託により実施し、学校図書館の支援体制を整備するものでございます。

次に、2事業内容についてですが、第1に、（仮称）学校図書館支援員の各校配置でございます。対象となる各校には、司書または司書教諭の資格を有する（仮称）学校図書館支援員を1校当たり週14時間配置し、蔵書の管理や図書の貸し出し業務、読書指導や学習指導支援、レファレンス等を行うものでございます。

第2に、（仮称）学校図書館活用推進員の派遣です。司書教諭または司書教諭と同程度の学校教育に関する知識を持ち、司書資格を有している（仮称）学校図書館活用推進員が、支援員の配置校10校程度を対象に、各校を巡回しながら、学校と調整を図り、学校図書館を活用した指導案モデルの提案や、教員の要望に応じた支援プランの企画、支援員と既存の図書館スタッフ間の連携、活用などをコーディネートするものでございます。

第3に、学校図書館総合相談窓口の設置です。支援員不在時における各種の問い合わせや連絡事項、授業における図書館活用の相談、図書館支援員に依頼できる業務の確認や配置された支援員、推進員に対する要望など、さまざまな案件の相談を受け付けるものでござい

す。

3番目といたしまして、今後のスケジュールでございますが、プロポーザル方式による事業者選定につきまして、9月から12月にかけて庁内に事業者選定委員会を設置し、応募資格、提案内容を審査する一次と、プレゼンテーションの二次審査を経て、事業者候補者を選定し、最終的には1月の指名業者選定委員会における審査を経て決定をするものでございます。

委員会等への報告、周知につきましては、本日の教育委員会での御報告の後、今月開催の文教委員会におきまして同一内容を報告させていただきます。受託事業者の決定後、2月に校長会へ報告するとともに、4月には新宿区の教育やホームページなどを通して、新規の取り組み事業として保護者に周知をまいります。

報告は以上です。

○中央図書館長 それでは、平成23年度新宿区立鶴巻・西落合図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価について、報告書に基づいて御説明をさせていただきます。

報告書は事業評価の目的、評価の概要、施設の概要、評価結果、参考資料という構成になっております。

初めに、評価の概要について報告いたします。報告書では2ページから3ページになります。評価は外部委員を中心とする事業評価委員会で行いました。今年度の事業評価委員会の委員名簿は参考資料として15ページに掲載しております。評価資料は平成23年度各館事業報告書とあわせて、各館の利用者アンケート、各館の自己評価、事業評価委員による各館視察、及びヒアリングにより行っております。評価基準は、各評価項目及び総合評価について、A大いに良好である、B良好である、水準どおり適切に行われている。C軽微な改善を要する。D重大な改善を要するの4段階評価としました。評価については各委員の個別評価をもとに事業評価委員会では協議し、事業評価委員会として項目別評価、各館の総合評価、及び各館の総括を行いました。

次に、評価結果について報告します。まず段階評価の結果について報告します。7ページ、8ページが鶴巻図書館に関するもので、全14項目のうちAが7個、Bが6個、Cが1個でしたので、総合評価としてはB水準どおり適正に行われているとなっております。

9ページ、10ページは西落合図書館に関するもので、全14項目のうちAが6個、Bが8個でしたので、総合評価としてはB水準どおり適正に行われているとなっております。

以上の評価を踏まえて、11ページ、12ページに、事業評価委員会としての総括を掲載しています。11ページの鶴巻図書館については、染色業や印刷業が新宿区の地場産業であるとい

う新宿区の特性を踏まえた事業を行っていること、事業を実施する際には地域で活躍する染め物職人や活版印刷の会社と協力していること、漱石山房が近くにあったという地域特性を踏まえた事業展開を行っていることなどが高く評価されました。

ほかにも利用環境に関し、案内図の工夫、あいさつの励行などを通じて、入りやすく、居心地のよい空間とするための努力がなされていることや、エネルギー使用量を大きく減らし、省エネに取り組んだ点などが評価されております。

また、平成24年1月に指定管理者が実施した利用者アンケートにおきましても、目的達成度について、満足、やや満足が合わせて77%と、約8割に達しており、利用者満足度は高いといえます。収支報告につきましても協定書に基づく収入の範囲内で適正に執行されていることが確認されております。

これらのことから、鶴巻図書館については適正に運営されていると評価されました。

なお、職員の資質向上のための研修を計画どおり実施することなどに関して、今後改善を行えば、さらに充実した図書館運営がなされると期待されております。

また、利用実績の面では、直営時の22年度と比較すると個人への貸し出し冊数や入館者数は横ばいとなっております。この点、住宅地の中の小さな図書館であるため利用実績を急激にふやすということには困難が伴うことを考慮すると、取り組んでいるさまざまな利用者サービスの浸透による2年目以降の利用実績増が期待されるとされております。

なお、今申しあげました項目も含め、鶴巻図書館の23年度事業実績につきましては、参考資料として16ページに掲載しております。

次に、12ページになります。西落合図書館につきましては、多くの文豪が住んでいた地域であることを踏まえた「おちあい文豪散策まつぷ」の作成、配布などの事業や、小さな子どもが多いという地域の特性を踏まえた事業を実施していることが高く評価されています。行政資料の提供を初め、入り口付近の展示コーナーの工夫、小さい空間を生かした展示など、狭い空間の中での工夫や、「縁傘（えにしかさ）」と名づけた利用者への傘の貸し出しなど、住宅地の中にある小さな図書館という特性を生かした図書館づくりが行われていることが高く評価されています。

ほかにも、地元のミニFM放送で図書館の情報発信を行うなど、積極的な取り組みがなされていることや、エネルギー使用量を大きく減らし省エネに取り組んだ点などが評価されています。また、平成24年1月に指定管理者が実施した利用者アンケートにおきましても、目的達成度において満足、やや満足が合わせて81%と8割に達しており、利用者満足度は高い

といえます。収支報告につきましても協定書に基づく収入の範囲内で適切に執行されていることが確認されています。これらのことから、西落合図書館につきましても適正に運営されていると評価されました。

なお、子ども向け事業の参加者が前年度より減少している事業もあり、事業の工夫を行うことなどに関して今後改善を行えば、さらに充実した図書館運営がなされると期待されております。利用実績の面では、直営時の22年度と比較すると個人への貸し出し冊数や入館者数は横ばいとなっております。この点、こちらも住宅地の中の小さな図書館であるため利用実績を急激にふやすことには困難が伴うことを考慮すると、取り組んでいるさまざまな利用者サービスの浸透による2年目以降の利用実績増が期待されております。

なお、今申し上げました項目も含めまして、西落合図書館の23年度事業実績については、参考資料として17ページに掲載しております。

以上、平成23年度新宿区立鶴巻・西落合図書館の指定管理業務に係る事業評価の報告とさせていただきます。

○菊池委員長職務代理者 それでは、報告5の説明をお願いします。

○学校運営課長 区立幼稚園のあり方の見直し方針案についてでございます。現在廃止対象園の保護者説明会、それから地域説明会を行ってございます。本日夜は大久保地域センターにて地域説明会が残ってございますので、ここでは途中経過として口頭で御報告をさせていただきます。

まず、保護者説明会でございますが、対象園が、大久保幼稚園につきましては、9月3日に9時50分から11時10分の時間で大久保幼稚園で行われてございます。参加者人数は37名でございます。早稲田幼稚園でございますが、これも9月3日大久保幼稚園と同日の9時50分から10時55分、これは早稲田幼稚園で行われ、参加者数34名でございます。戸塚第一幼稚園でございます。9月4日、9時45分から11時5分に行われ、場所は戸塚第一小学校の会議室で行われました。39名の参加でございます。また、余丁町幼稚園につきましては9月5日9時30分から10時35分、これも余丁町小学校で行われてございます。37名の参加でございます。

続きまして、地域説明会でございますが、戸塚地域センターで9月4日19時から20時5分、参加者人数21名、若松地域センター、9月5日19時15分から21時50分、94名の参加でございます。それから、榎町地域センター、9月6日の19時から20時30分、41名といった状況でございます。

なお、どのような質問が多かったか等についてでございますが、さまざまな御意見をいた

だいてございますが、廃止園それぞれ廃止理由として上げている項目につきまして、納得できないといった御意見、また廃止決定に至るスケジュールが余りにも短過ぎるとの御意見が多かったと思っております。この点につきましては、再度保護者説明会、地域説明会を行う必要があるというように考えてございます。

以上でございます。

○菊池委員長職務代理者 説明が終わりました。では、まず報告1について、御意見・御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 通学路の点検ということですが、これは今回が初めてでしょうか。

○教育調整課長 今回のように全区域一斉に同時期に道路管理者と警察と教育委員会が合同で点検したというのは、おそらく初めての取り組みかと思えます。各学校ごとに警察署と一緒に通学路について点検を行っているという状況はそれぞれにはあると思いますが、このように一斉に行ったのは初めてということだと思います。

○白井委員 今の回答は、教育委員会の事務局として取り組んだのは今回が初めてということですか。

○教育調整課長 教育委員会事務局も参加してというのは、これまではおそくなかったものと思っております。

○白井委員 そうしますと、今回合同で全通学路を見直したというのは、震災を受けて、それとの関係ですか、それとも全く独自のものですか。

○教育調整課長 7月にこの点検をするときに御説明をさせていただきましたが、ことしに入ってから通学路で、例えば無免許運転の車が突っ込んで多数の犠牲が出たりということが続きましたので、運転手のモラルということへの対策もありますが、やはり通学路で起こったということを重視をしまして、今回警察、それから国交省、文科省のルートで全国的にこれを実施をしようということで取り組んでおりまして、まず8月末までに点検を行い、今後対策を検討して、11月が区切りですけれども、東京都にも報告していく、そういうような流れになっている中の、今点検が終わりましたという時点での御報告でございます。

○白井委員 理解しました。そうしますと、これは全国的な指示に基づいて行っている、そういうようなことですね。そういう意味では、指示がなくても、学校の安心安全という部分のところにおいては通学路は大事ですので、これを機会に実効のある対策を立てていただきたいと思えます。

○教育調整課長 毎年この時期に通学路については各学校で決めていただいて出させていただく

ようなことをしておりまして、その部分は把握をしてございましたが、今回警察や道路管理者、区の道路管理者だけではなくて、東京都や国もあわせて点検を行えたというのは、このような枠組みがあったからだと認識してございますが、これまでも一定の取り組みはしてきたということでございます。

○羽原委員 9月に入ってから会議等で対応策が決まってくるからそれを待てばいいのですが、しかし、落合第二小の樹木の枝がカーブミラーに少しかかっているとか、落合第三小のカーブミラーが曲がっているといったようなことは、学校長の管轄で枝をはらえばいいとか、あるいは所管のところへ直接学校の意向として伝えるとか、むしろこういうことが放置されていたほうが各学校の責任においては問題ではないかなという感じがします。要望ではありますが、他力本願で仕事をしないで、学校長たるものはやはりできること、できないことをきちんと峻別して、動くときは動くというような、むしろこの表を見ていて、物理的にできないこと、予算措置が必要なことはあるけれども、それ以外の問題がなぜこんなところに出てくるのかと若干思いました。

○教育調整課長 学校でも学校でできることは既にやっていると思いますが、今回は特に警察や道路管理者も来るということで、本当に詳細に点検を行うことができたと思います。これは普段からやっていなければいけないというのは本当に御意見のとおりでございますが、今回のこの取り組みにとどまらず、こういうものをきちんと継続して、少しでも危険と思われる箇所を減らしていくという努力をする必要があると思います。ただ、放置自転車等については、これは一回の対策等では終わらないものですので、根気強くやっていく必要があるかなと思っておりますが、今回放置自転車のシールを所管部署に頼まなくても張れるように、所管部署から学校に配布してらえるような、そういうこともできましたので、緊急に取り組むもの、地道に取り組むもの、きちんとやっていきたいと思っております。

○白井委員 実は私も先ほど、羽原委員と同じ疑問で質問をしたのですがけれども、日常的に通学路は安全な状況にあるということが前提で運営されているはずで、先ほど学校の責任でやっていたということですがけれども、この点検の項目を見ると、例えば落合第五小は通学時間と交通規制が合っていないという部分は、かなり前からこの状況があったということなので、その辺が本当に現場で把握されていたのかどうか。それについて事務局として問題意識は持っていたのかどうかという部分を確かめたかったのです。それで先ほどの回答のように、学校単位でやっているということであれば、逆にそれが保護者に見えるように、こういう点検をしてこのように改善しました、そういうようなことをお知らせしていくのも保護者の安心

にもなるし、逆に保護者から危ないところの御意見も出てくると思うので、そういうような対応というのをしたら良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育調整課長 今後そのようなフィードバックをしていくとともに、この件については、一定まとまったところで校長会等でも報告をいたしますので、徹底してまいりたいと思っております。

○菊池委員長職務代理者 ほかに御意見・御質問ございますでしょうか。なければ、報告1の質疑を終了します。次に、報告2について、御意見・ご質問のある方はどうぞお願いします。

○羽原委員 基本的には教育指導課長の御説明で、トータルでは理解しました。ただ、1つ、2つ申し上げると、いじめというものの考え方あるいは定義はありますが、いじめと、けんかとか、悪ふざけ、この区分けは大人目線で、大人としてはそういう区別をすると各地の教育委員会が批判されているような保身のための説明のような形になる。けれども、これはいじめということではなくて、けんかとか、悪ふざけとか、少し間口を広げた発想で考えなければいけないのではないかと。そうすると、この間ある中学校の授業を見させてもらったときに学校支援アドバイザーの方が言ったのは、外国籍の子どもたちが、尖閣列島の問題とか竹島の問題が出てくると、それに伴って見えにくいいじめのようなことがある、誹謗がある。こういうところはなかなか引っかかってこないけれども、学校現場では大事なんですと、ちらっとそういうことをお話になっていましたので、それを紹介しておきたいと思えます。

いずれにしても、先生方のセンスというかアンテナというか、これが錆びたり、質の悪いアンテナだったりしてはいけません。十分されているし、また研修とか、スキルアップされているということですから、そう心配していることでもないのですが、ぜひその点も頭に入れていただきたい。

それから、もう一つ、4ページの7の表の下の方に、当該いじめについて教育委員会と連携して対応するというものがほとんどゼロ件、これはいいことかとも思いますが、学校現場で物事を処理する。これが基本であるから、それがうまくいっているというように受け取りたいと思えます。ただ、少しこじれかかっているもの、あるいは悩ましい問題は当然あると思えますので、校内で対応し切れない、し切れないという校長の力量みたいなことになるけれども、そうではなくて、なるべくそういう事例を共有しながら解決していくという意味で、教育委員会が関与しないで済んでいるというのを、プラスにとっていいのか、マイナスにとっていいのか。この辺は数字からは読み取りにくかったという印象であります。

アンケートの読み取り方も、いろいろ各地の保護者等々の子どもたちのアンケートの読み

取り方をどういう立場で読み取るかによって、被害を受けているという認識なのか、この子が特別だからということでネグレクトしてしまうのか。アンケートというのはあくまでもアンテナに引っかかってくるのが大事で、大事をとって考えるということも非常に必要ではないかとも思うので、アンケートをすること自体、年4回されることは非常にいい考えですが、その処理の仕方、これをぜひナーバスに受けとめていただきたい、要望ですが、気づいたことを申し上げました。

以上です。

○教育指導課長 今5点ほどあったでしょうか。私からもそれぞれについて考えを述べておきたいと思います。まず、いじめの考え方、けんか、悪ふざけという、間口を広げていくことが大切だという御意見でございました。全くそのとおりだと思います。過去にいじめの定義が二度変わっています。平成6年度に一度変わりました、これもさまざまな事件があったということが影響しています。次が平成18年度、特に平成18年度にいじめの定義が変わったということが非常に大きいことだと思います。以前はいじめの定義が自分よりも弱い者に対して一方的に、強い者が弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加える。そういった記載がございました。平成18年度になりまして、強い者が弱い者に対してということではなくて、一定の人間関係にあるものが、心理的、物理的な攻撃を受けたこと。継続的という言葉がとれています。それから、いじめられた側の立場に立っていじめを考えるとといった定義が変わった。このことによって数値も実は物すごく大きな変化があります。全国の調査で、小学校においては、平成17年度の調査と平成18年度の調査を比べますと12倍に大きくその数がふえている。これは、いじめはないものだという考え方から、そうではない。いじめはいつでも起こり得るものだと。学校としては、いじめを隠すということではなくて、ささいなことを摘み取っていきこう、そういった方向性に変ってきている。そういった意識が、もしまだまだ教員に浸透していないという部分があるのであれば、ますます今後もやっていく必要がある。間口を広げて、ささいなこと、そういったものが大きいいじめにつながるないようにしていくといったことが大事だというように思います。

それから、2点目、外国籍の子ども、見えにくいいじめがあるということです。本当にそのとおりだと思います。いじめはいじめている側についてもいじめている認識がないといったことがよく取り上げられています。いじめられている子はいじめられているということは認識があるわけですが、いじめている子はその認識がなくやっている。そういったことを子どもたちには具体的に話をしていく必要がある。それから、心の中で、その子を憎い

と思ったり、そういったことがたとえあったとしても、行動としてそういったことを決して起こしてはいけない。行為をきちんと禁止をしていくという、その指導がとても重要なものだということに思います。

それから、3点目です。教員のアンテナが錆びてはいけないということです。これも調査結果からもわかりましたが、多くの場合、8割から9割方は担任、それから教職員が対応して解決をしている。ただ、10%ぐらいから20%ぐらいは相談が学校にできないという例がある。それはもしかすると担任の指導力であったり、それから担任が信頼されていないというケースも中にはあるものだと思います。そういったことを考えても、担任一人一人のアンテナを鋭くしていくということだけではなくて、組織で対応する。一人一人がどの教員も隠すことなく組織全体で対応していくといった、そういった体制づくりが今後も重要になってくると思います。

4点目です。教育委員会の連携の数字です。この数字そのものは実は相談を受けているものを除いています。ですから、教育委員会が相談を受けて対応しているものではなくて、実際に保護者と直接的に教育委員会が間に入って対応している。そういった数値としては少ないケースになっています。ですから、助言をしたり、そういったことについては日常やっていきますし、今後も教育委員会、学校の信頼を失っている場合、そういった場合、ケースによってそういった場合には今後も積極的にかかわっていきたいと思っています。

最後、5点目です。アンケートの読み取りということですが、これも先ほどの答えと重複しますが、担任がアンケートをとってそれを読み取るということではなく、またアンケート結果を例えばスクールカウンセラーが読むとか、さまざまな教員で組織的に読み取っていくということがとても重要だと思います。委員のご指摘のようなお話もぜひ今後校長会、副校長会等でまたいじめのことについては整理をして、指導をしていきたいと思っています。

以上です。

○菊池委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○白井委員 7ページの今回の緊急調査の結果の設問3で、いじめの疑いがあると思われる件数、これがトータルで141件と出てきた。これについてはどのような状況を件数として数えたのか、まずその内容を教えていただけますか。

○教育指導課長 個別の内容についてはすべてがアンケートで調査したのですが、夏休みの直前だったということもありまして、子ども全員を対象にアンケートをとった。そういった中から、これは確実にいじめだと思われる、冷やかし、からかいだったり、そういったもの

が継続的に続いているのかどうかわからない。そういったものの中にはさまざまあったわけですが、そのそれぞれのものをいじめとして疑ったほうが良いというものすべてを上げていった。その集約した結果が、小学校で53件、中学校で88件ということですので、今個別の調査結果が手元にありませんが、まずいじめとしてすぐには認知できないけれども、もしかするといじめの可能性があるとといった数字です。

○白井委員 それはこういう理解でいいのですか。設問1のいじめと認知した件数というのは、アンケートで本人がいじめられているというような項目に丸をつけている。そこにはつけてはいないけれども、からかわれたり、嫌な思いをしたことがあるとか、そういうアンケート項目の中で、先ほど説明があった、今のいじめの定義に当てはまるかもしれないということでピックアップした件数ですか。

○教育指導課長 本人だけではなくて、子どもがほかの子どもがいじめられているのではないかと、そういった記載もありますから、自分の訴えだけではないということです。もしかするとあの子がいじめられているのではないかと。そういった内容についてもすべて取り上げた結果ということなので、聞き取りがすぐにはできないといったこともあります。

○白井委員 いじめに関しては、やはりよく言われるのが子どもから何らかのサインが出ている。そのサインをどのように察知するかが大事とよく言われていると思います。今のアンケートのいじめの疑いがあると思われる件数という、ほかの子からみてもいじめかもしれないというのは、かなり危ない件数であるというような気はするので、せつかくここまで調査して件数把握までされたので、これを生かした対策をお願いしたいと、まず思います。

○教育指導課長 十分承知しております。この件数については、現在すべての学校に一個一個聞き取りをしています。調査という形ではなくて、それぞれ聞き取りという形で行っておりますので、問題があるものについては教育委員会も積極的にかかわっていきたいと思います。

○白井委員 2点目ですが、対策の問題で、先ほどいじめの早期発見という観点から、かなりアンケートは効果的だという点も認識していて、これからもなるべく多く続けていくということで、対策が一ついじめがなされている発見方法についてはありましたけれども、いじめをなくす方法、少なくとも少なくする方法の対策ということがもう一つ大事なことだと思います。全国紙の新聞で、菅野先生という方が、学校のいじめの根源という中で、やはり学校現場というものがどちらかというと閉鎖的な空間で、意外に単調な生活が続いて、すごくストレスがたまりやすい環境だと。今までは行事があって、運動会とか、いろいろなところで攻撃的なエネルギーを発散できたりしたけれども、そういう場がなくなっているのではない

かというような御意見を持っています。それと漠然とした将来への不安や受験の重圧などの慢性的なストレス、そういうものによっていじめが起きやすい環境で子どもたちが生きているんだということを認識したほうがいいのではないかというようなことを述べているので、子どもが置かれているストレス状況というのを、少しでも還元する。そういうようなことを学校現場は考えるべきではないかなと、まず思います。

それから、その同じ中で、大人のいじめ社会の反映が、ネットやテレビでのいろいろな中傷など、そういうものが子どもに反映しているということも、私たち大人も考えなければいけないということで、子どもを取り巻く社会環境ということにも警鐘を鳴らしています。

それに対して家庭はどうあるべきかという点では、家庭は日常的にそれを受け入れて、日常生活を大事に、普通に御飯をつくって、御飯を食べて、会話してあげてくださいみたいなこともアドバイスのように書いてあります。そういう子どもの置かれている状況の中でストレスが少なくなるような環境が、教職員、学校現場だけではなくて、保護者も含めて考えていけるようなことを教育委員会としては考えていったらいいかなというように思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 大きく子どもを取り巻く環境に対する配慮といいますか、そういったことの御意見だと思います。確かにそういった考え方も私もよく認識しているところですが、その一方で、ストレスを取り除くということが実は現場では非常に難しい。例えば一例を挙げますと、ある子どもの場合、生徒会活動をやっている、部活動はやっている、それから学級の係もやっている。運動会になると運動会の実行委員もやる。さまざまなことを忙しく行っている子どもがいる。では、そういう子どもがストレスを感じているか。当然ストレスは感じていると思います。その中でもゆとりを持って生活をしている子がいる一方、時間的にはゆとりがある子どもなのに、忙しい、忙しいと、精神的に追い詰められる子どももいる。つまり、ストレスを感じるかどうかというのは、ストレスを取り除くことが大事なのではなくて、その子一人一人のストレスをたくましくしていくという、そういった側面もあるといったことから、全体としてストレスを取り除いていくということがとても難しいものだと思います。だからこそ教員また学校の教育課程のあり方といいたまいますか、教育課程を実施する上で子どもたちにどう呼びかけるか、働きかけるかといったことは、高い専門性というのでしょうか。学びの教員の意思というのでしょうか。そういったものを子どもたちに伝えていくことが大事だと思います。特に子どもたちは発達段階からだんだん上になっていくと、信頼する人や尊敬する人、そういった大人からしか価値観を学ばなくなってくる。大人になればなる

ほど価値観というのは、自分の価値観というのは、身近なものから学ぶのではなくて、自分の尊敬する人、信頼する人からしか学ばなくなってくるという子どもの側面があります。そういうことから、子どもたちにどうかかわっていくかといったことが重要で、教育委員会としては、形ではなく、教員一人一人にそういった意味を問うような研修ということも重要だと考えていますし、できる限り演習的な、講義中心の研修ではなくて、自分自身が考えるような、対応力がアップするような研修を進めていきたいと考えています。

○菊池委員長職務代理者 この問題はさまざまな難しい問題が含まれておりますので、いろいろな考え方があると思いますけれども、いじめの問題を継続的に続けていただいて、アンケートも続けていくうちに評価の仕方も見えてくる。続けていけばこれはこういうことだったんだとわかるかもしれませんし、それから先生方の御努力も重々わかっております。子どもたちに愛情を持って育てることによって、ストレスといったものは軽減して、私の持論で申しわけありませんが、子どもたちがお互いに好きになるように、そういう雰囲気をかもし出すような教育をしていただければ、少しはこういう問題も軽くなるのかなとは思っています。継続的なそういう試みはぜひやっていただきたいと思います。この問題は本当に切りがないと思うので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

それでは、報告3について、御意見・御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 プリントの真ん中辺にある学校図書館支援員と学校図書館活用推進員、この区別はどのようなものですか。

○教育支援課長 まず、（仮称）学校図書館支援員につきましては、それぞれ担当の学校を持ちまして、そこに配置される。その配置時間としましては週14時間、おおむね2日程度という配置の仕方をさせていただきたいと思っております。

一方、（仮称）学校図書館活用推進員、こちらは一人が支援員を配置している約10校程度を担当し、その学校を巡回しながら、その学校における学校図書館の活用、こういったことの企画提案をすることにより、学校図書館の活用をさらに図っていくという役割を担うものでございます。したがって、10校程度を担当ということであれば、現在の校数で申し上げれば推進員は約4名ほど、支援員は各学校に2日程度配置される人数ということで考えております。

○羽原委員 小中一緒ですか。

○教育支援課長 これは今後プロポーザルによる提案を受けますので、例えば一人の方が2校を受け持ち、それぞれ週2日ずつという考え方もとれます。人数についてはこういった配置

が可能な人数をそれぞれの事業者さんの提案によって受けたいと考えておりますので、現時点で39名という考え方もあれば、2校に一人が役割を担うという考え方もあるのではないかと考えております。

○菊池委員長職務代理者 ほかに御意見ございますか。では、特にないようですので、この報告の質疑は終了いたします。それでは、次に報告4について、御質疑・御討論をお願いいたします。

○白井委員 今回の報告は23年度からの指定管理者制度を導入した後についての評価ということですが、端的に利用者から見たアンケートでは80%ぐらいの満足度を得ているという報告が書いてありますけれども、指定管理者制度をとる前の利用者のアンケート結果というものはあるのでしょうか。

○中央図書館長 指定管理者制度の導入に伴いまして、各図書館には毎年一回利用者アンケートを行うことを義務づけております。直営時代は毎年アンケートというようなものはとっておりません。

○白井委員 では、アンケートがないとして、指定管理者制度をとってよくなったと思えるもの、事務局から見て、そういうのはどういう点でしょうか。総合的な感想で結構です。

○中央図書館長 今回の事業評価報告書の総括のところにも含めておりますけれども、地域の特性、あるいは館の特性を踏まえた様々な事業を行うことができているということ。それから、経費の削減を図りながら開館時間の拡大に努めているということで、きめの細かいサービス、図書館サービスの充実が図られている、このように認識しております。

○菊池委員長職務代理者 鶴巻図書館、西落合図書館のこの規模で、この利用者数というのは、都会におけるこのぐらいの規模の図書館の利用率としてはいいほうなのではないでしょうか。高いほうでしょうか。

○中央図書館長 多くの地域の方がよく利用されているということで、小さい図書館でありながらも、十分地域に根差している、そういう点では多くの方に利用されて喜ばれている、そのように認識しております。

○菊池委員長職務代理者 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、次に報告5の件について、御質問・ご討論をお願いします。

○羽原委員 先ほど説明がございましたが、我々にも保護者からの手紙とか要望の申し出等々伺っております。直接の説明会でも相当多様な御意見が出されたと伺っております。それで、これからそういう区民等々の声を聞きながら、これからどのような進め方をされるので

すか。

○**学校運営課長** 当初10月4日の教育委員会での決定を予定してございました。しかしながら、保護者あるいは地域の説明会をさまざまな意見をお伺いする中で再度行う必要があるという認識をしてございます。事務局でスケジュール等の見直しを今後考えさせていただきたいというように考えてございます。

○**羽原委員** 区民の方々の質疑の中で、やはり幼稚園がなくなるというポイントからすると、相当反発があろうかと思えます。その一方で、やはり子ども園へのスライド、これはある程度子ども園というものは、今の幼稚園と保育園の省庁にまたぐ子どもの育成の機能でいいのかという大きい問題もあります。ただ、そういう全体状況がそこまで迫られていることと、また自分のお子さんたちが幼稚園ではなく、あるいは幼稚園がなくなってその後どうなるかわからないという個々の不安感、こういうずれがどうしても出てくると思えます。国も子ども園については立ち往生気味ではありますが、やはりその将来的な幼児教育の受け入れ先、福祉面、教育面の対応の仕方、こういうものをよく説明することと、それからまた一方で保護者の方たちの意向を汲み上げること、この接点をうまく作り出していかなければいけないだろうと思えます。

国なり区なりの方針と、それから区民の要望と、それはそれぞれの立場においてどちらにも義はあると思えます。それをどのように理解してもらうか。あるいは行政は改める点があれば改めていくというような、合意点をどのようにこれから見つけ出していくか。このことにぜひ行政の側からの努力をお願いしたい。

その後の募集要綱、こういうものの立ちおくれはまた別の意味で保護者への説明不足にもつながりかねない。一定の期間の中に一定の説明ができないと、その迷惑は、区民、保護者の方にいくということもありますから、ぜひその辺の調整あるいは説明、あるいは吸収、こういう作業をピッチを上げてやっていただきたいと思います。

○**次長** ただいま委員から御指摘いただきました。今回さまざまな御意見をいただいているわけでございます。私どもといたしましては、子ども園という大きな枠組みの中での取り組みということで御説明もしている部分もございます。ただ、何分廃止という案件でございますので、それぞれ各園の御事情によってさまざま言い分がある。これは至極当然のことだと考えてございます。したがって、先ほど学校運営課長から申し上げましたが、一回の説明会ではなかなか言い尽くせない部分がございますので、その辺も踏まえまして説明会を、地域、保護者に対して十分行ってまいりたいと考えてございます。また、後段の学級編制方針

にかかわる事務、これも確かに御指摘のとおり影響が出る部分がございますので、その辺は再度スケジュールを調整していく中で検討していくということで取り組んでまいりたいと思います。

○菊池委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

廃園に当たってはいろいろな将来のビジョンをきちんと立てて、将来を見据えて子ども園とか、今の区の区立保育園の充足率とか、いろいろなことを考えた上で、将来子ども園になる地域を中心に効率のよい行政をしていくために検討をなされたことだと思っております。ですので、将来をどのように考えているか。国と区の子ども園化の原則が非常に大きなものがある中で教育委員会事務方がどのように努力してきたか。教育委員たちはどのような意見を述べたかということをごきちんと時間をかけて説明していただかないと、いろいろな御意見がある中で納得できないのではないかなと思います。

いかがでしょうか。ほかに何か。

○石崎教育長 保護者説明会、地域説明会は次長以下で対応していますが、きょうも幼P連の予算要望を承る会もありました。その前にも幼P連の役員の皆さんと対象園の正副会長さんたちと話をさせていただきました。来年度入園児募集への影響をなるべく少なくするようにする一方、募集は進めていかなければなりませんので、当初のスケジュールは来年度入園児募集のスケジュールを踏まえて、その際に情報提供するという観点から立てたものでした。さまざまな意見が出ている段階でございますので、今後、説明会については重ねて、先ほど合意点をつくる努力という御意見もいただきましたので、そこは継続して取り組んでまいりたいと思います。

○菊池委員長職務代理者 いかがでしょうか。

○白井委員 私はやはり幼児教育はすごく大事なところだと思っています。幼児教育こそ、毎回言っていますが、少人数のきめ細かいケアというか、そういうものが大事な分野なので、その辺が将来の子ども園の構想とリンクするような形で幼稚園なり保育園なりのあり方ということを考えていかないと、保護者の方たちの御理解も得られづらいのではないかと思いますので、その辺説明会できちんと御説明をしていただきたいと思います。

○石崎教育長 少人数教育という部分と集団規模を確保していくということもありますので、その辺は新宿区の実態と、どういうところを目指しているのかということをよく御説明していきたいと思っております。一方では、本当に幼稚園を御支援いただいている保護者の方また地元の方のお思いというものもひしひしと感じる部分がありますので、やはり今後の新

宿区の状況を踏まえて、どのような展望を持って前に進んでいくのかという、そのビジョンを共有していけるような関係を持ちたいと思っております。今、説明会に入ったばかりでございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○菊池委員長職務代理者 最初に羽原委員がおっしゃったとおりのことだと思っておりますけれども、その線で十分に説明をしていただくことが必要だと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、これでこの報告の質疑は終了させていただきたいと思っております。

何かございますか。

○学校運営課長 先ほど議案第35号の教育財産の用途廃止の中で羽原委員から具体的に道路の幅がどのくらいになるのかという御質問がございました。そこにつきましてのお答えでございます。道路につきましては、当然道路の幅が連続して変わってまいります、一番狭いところの数値ということで御参考までにとということをお答えをさせていただきます。この図面上の部分につきましては、一番狭いところで3.31メートルあったところが3.46メートルになるということでございます。また、左下の狭いところ、赤い線で引いているところでございますけれども、そこが2.6メートルであった区道が3.3メートルになるといった影響が出てございます。

以上でございます。

○菊池委員長職務代理者 特にほかにございませぬか。

◎ 閉 会

○菊池委員長職務代理者 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 3時49分閉会